

長野県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		4.8E-3	3.3E-1	4.5E+1	45.4
64	エトフェンプロックス	2.1E+1	3.7E+0	2.0E+1	4.0E+1	85.0
117	テブコナゾール				5.6E+0	5.6
139	トラロメトリン			3.3E+0	3.7E+0	6.9
140	フェンプロパトリン			2.5E+0		2.5
153	テトラメトリン	1.9E+2	4.5E+0	2.0E+2	1.9E-1	392.7
181	ジクロロベンゼン	4.1E+2	1.0E+2			517.0
225	トリクロルホン		3.6E+0			3.6
251	フェニトロチオン		7.1E+1	3.0E+0		74.3
252	フェンチオン	4.6E+0	2.9E+1	4.6E+0		37.9
256	デカン酸				4.5E+0	4.5
350	ペルメトリン	4.2E+1	2.1E+1	2.7E+1	1.0E+2	194.2
405	ぼう素化合物		5.7E-2	4.8E+1	3.7E+0	51.5
427	カルバリル			1.6E+2		157.5
428	フェノプカルブ			1.6E+1	2.7E+2	283.4
457	ジクロルボス	8.1E+1	3.2E+2			402.3
合 計		7.5E+2	5.6E+2	4.8E+2	4.7E+2	2264.3

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等